

保育所等申し込みにはマイナンバーの記入が必要です！！

「行政手続きにおける特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、手続きの際に個人番号（＝マイナンバー）の記入が必要になりました。施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書を提出する際には、個人番号を記載していただきます。あわせて、「身元確認」と「番号確認」が必要になりますので、次の書類を提出もしくは持参していただきますようお願いします。

1. マイナンバーの記入でこれまでどう変わるのか？

平成29年11月から自治体の情報連携が開始され、今まで申請時必要だった資料の提出を省略することができるようになりました。

【省略することができる書類】

- ・住民票・保育園等利用事務に係る市町村民税課税証明書
- ・障がい者手帳(身体、療育、精神)

2. 必要な書類について

①か②の書類が必要になります。

本人確認には「身元確認」と「番号確認」が必要です

個人番号カードを持っている場合	個人番号カードを持っていない場合
身元確認と番号確認が、カード1枚で可能です。	以下のもので、身元確認と番号確認をしてください。
個人番号カード	身元確認 運転免許証orパスポートなど
	番号確認 通知カードor 住民票(マイナンバー付き)など
	

①個人番号カードをもっている場合

1つだけで確認できるため、他の書類は必要ありません。

②個人番号カードを持っていない場合（身元確認書類＋番号確認書類）

★身元確認書類 ※身元確認書類は種類によって2つ必要な場合があります。

1つの提示でよいもの	運転免許証、パスポート、障がい者手帳（身体、精神、療育）、写真付きの身分証明書（学生証・社員証等）
2つの提示が必要なもの	公的医療保険の保険証（国民健康保険、健康保険、介護保険）、子ども医療受給者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、身分証明書（顔写真なし）

★番号確認書類

通知カード、マイナンバー付きの住民票

3. 提出先について

①在園児の方（広域入所の方は除く）

在園している保育園へ申請書と一緒に提出をお願いします。なお、送付した封筒に必ず封をしてから保育園に提出してください。

②新規入所の方、広域入所の方

役場町民課福祉係へ提出をお願いします。直接持参の場合は必要書類をコピーせずにそのまま持参していただいてもかまいません。

★注意事項★

①代理人による申請を行う場合

保護者・祖父母以外の代理人が申請される場合は、委任状の提出が必要になります。

①委任状、②代理人の身元確認書類、③申請者本人の番号確認書類（写し）の3つの書類が必要になりますので、必ず持参してください。

②郵送による申請を行う場合

身元確認・番号確認書類（写し）を同封の上、密封し、送付してください。情報漏えいを避けるため、追跡可能な書留郵便での郵送をお勧めします。

問い合わせ先 嘉島町役場 町民課 福祉係 TEL：096-237-2576